

# 等級判定に用いる情報の充実に 向けた対策について



# 等級判定に用いる情報の充実に向けた対策について

適切な等級判定の実施に向けて、等級判定のガイドラインの作成とあわせて、本人の日常生活能力を把握するために必要な情報を得られるよう、以下の2点の対策を検討する。

## 1. 診断書の記載要領の作成

診断書を作成する医師向けに、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示すとともに、それ以外の各欄の記載にあたって留意すべきポイントなどを示した記載要領を作成する。

### 【具体案】

(1)「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示す。

#### ①「日常生活能力の程度」について

- ・評価時の留意事項
- ・5段階評価の考え方(精神障害・知的障害それぞれに)

#### ②「日常生活能力の判定」について

- ・評価時の留意事項
- ・4段階評価の考え方(7つの項目ごとに)

#### ③ その他

- ・「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価は、相互に整合的なものである必要があること など

(2)他の欄を記載する際に留意すべきポイントなどを、等級判定のガイドラインの総合評価で示した要素を参考に示す。

**【診断書の記載欄】**

- 発育歴・養育歴等
- 治療歴
- 現在の病状又は病態像（その程度、症状、処方薬 など）
- 日常生活状況（家庭及び社会生活についての具体的な状況）
- 現症時の就労状況
- 身体所見
- 臨床検査（心理テスト、認知検査、知能指数 など）
- 福祉サービスの利用状況（自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護 など）
- 現症時の日常生活活動能力及び労働能力

## 2. 日常生活状況をより詳細に把握するための提出資料の作成

現行の提出資料(診断書、病歴・就労状況等申立書など)のほかに、現在の本人の詳細な日常生活状況を必要に応じて把握できるよう、それらについて本人や家族等が記載する資料を追加する。

### 【提出資料の運用方法(案)】

○提出資料は、新規請求時と再認定時のいずれにも利用することとする。記載内容については、本人や家族等の負担に配慮し、認定に関連性の高い項目に限ることとする。新規請求時については、病歴・就労状況等申立書と重複した記載とならないよう配慮する。

○等級判定に当たって認定医が必要と認めた場合に、提出を求めることとする。なお、診断書を記載した医師への照会を行う方がより適切と認定医が認めた場合には、従来どおり医師照会を行うこととする。

(提出を求めるケースの例)

- ・目安と大きく異なる等級を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合
- ・「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の整合性が低く、認定医が必要と認めた場合
- ・再認定において現在の等級からの変更を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合

○追加する提出資料は、本人や家族のほか、日常的に本人と接していて、日常生活状況をよく把握している者(例えばソーシャルワーカーなど)が記載することも可能とする。